

伊那中央行政組合組織規則

昭和53年8月1日  
規則第2号

改正	昭和57年2月1日	規則第1号	平成3年4月1日	規則第2号
	平成10年4月1日	規則第2号	平成11年3月26日	規則第1号
	平成13年3月29日	規則第1号	平成14年8月16日	規則第3号
	平成15年4月1日	規則第7号	平成17年4月1日	規則第3号
	平成18年3月31日	規則第8号	平成19年3月30日	規則第1号
	平成22年4月1日	規則第2号	平成31年3月28日	規則第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組規約第3条に定める事務を行うため、法令、その他に規定するもののほか、組織、事務分掌、職制等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務分掌

(部、課、所及び係の設置)

第2条 組合に事務局を置き、次の組織を置く。

庶務課 庶務係

2 組合に次の機関を置く。

中央病院 診療部、薬剤部、診療技術部、看護部、医療支援部、事務部、  
医療安全管理室

衛生センター 庶務係、管理係

(事務分掌)

第2条の2 各係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

庶務課

庶務係

- (1) 組合議会
- (2) 企画及び人事・組織
- (3) 服務及び勤務
- (4) 財政
- (5) 監査委員、公平委員会
- (6) 条例、規則及び令達
- (7) 組織市町村との連絡、協調
- (8) 文書の発受及び公印の管守
- (9) 職員の研修及び福利厚生
- (10) 組合広報の発行
- (11) その他他の所に属さない事項
- (12) 課内庶務

中央病院

別に定める。

衛生センター

庶務係

- (1) 施設運営の企画、調整
- (2) し尿汲取り、投入量の調整
- (3) 衛生センターの使用許可

- (4) し尿取扱業者との連絡、協調、指導
- (5) 投入料、手数料徴収
- (6) 衛生センター関係機関との連絡、協調
- (7) 衛生センター地元対策委員会
- (8) し尿取扱業の許可
- (9) 庭園の管理、整備
- (10) 所内庶務

管理係

- (1) 施設設備の運転、管理
- (2) 舎屋の管理
- (3) 最終処分場の管理

2 前項において、課・所内庶務とあるのは、次に掲げる事務に関する事項をいう。

- (1) 予算
- (2) 休暇承認簿の整備保管
- (3) 公印の管守
- (4) 文書の発収、整理保管
- (5) 職員福利厚生
- (6) 消耗品の受け入れ、払い出し
- (7) 事務備品の管理、補繕
- (8) 広報資料の収集
- (9) 連絡事務の伝達
- (10) 所内の防火、環境整備
- (11) その他他の係に属さない事項

第3章 職制及び職責

(事務局長)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(会計管理者)

第3条の2 事務局に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、会計事務をつかさどる。

(課長)

第4条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長補佐)

第4条の2 課に必要な応じて課長補佐を置く。

2 課長補佐は、係長又は係長相当職にあるもののうちから指定する。

3 課長補佐は、課長を補佐し、所管業務の円滑な遂行に努める。

(所長)

第5条 衛生センターに所長を置く。

2 所長は上司の命を受けて業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(所長補佐)

第5条の2 衛生センターに必要な応じて所長補佐を置く。

2 所長補佐は、係長又は係長相当職にある者のうちから指定する。

3 所長補佐は、所長を補佐し、所管業務の円滑な遂行に努める。

(係長)

第6条 必要があるときは、課、センターに係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて事務を処理し、係員を指揮監督する。

(主査等)

第7条 必要があるときは、係に主査又は主任を置くことができる。

2 主査又は主任は、上司の命を受けてそれぞれの事務を処理し、係員を指導する。  
(主事及び技師)

第8条 第3条から前条までに規定するもののほか、主事及び技師を置くことができる。

2 主事及び技師は、上司の命を受けて事務又は業務に従事する。  
(書記又は技手等)

第9条 主事及び技師のほか、必要に応じて次の職を置くことができる。

書記、技手、用務員、事務員、技術員、作業員

2 書記又は技手並びに用務員、事務員、技術員及び作業員は上司の命により、又は担当職員の指示により用務に従事する。  
(事務局に置かれる職)

第10条 事務局に第3条から前条までに定める職のほか、必要に応じて次の職を置くことができる。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項に規定する出納員、分任出納員、現金取扱員、物品取扱員

(2) 参事、副参事、主幹、技幹、副主幹、副技幹、技術主査、技術主任、主任技術員、局付

(法令で定める事務等を行う職及び職務)

第11条 法令等で定める事務又は業務については、必要に応じて別表左欄に掲げる職を置き、これらの職は職員のうちから組合長が任命し、上司の命を受けて同表右欄に掲げる職務を行う。

#### 第4章 補則

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則(昭和57年2月1日規則第1号)

この規則は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月26日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年8月16日規則第3号)

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第1号抄)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

法令で定める事務等を行う職及び職務

左 欄	右 欄
安 全 管 理 者	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第11条第1項の規定による職務
衛 生 管 理 者	労働安全衛生法第12条第1項の規定による職務
防 火 管 理 者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定による職務
電 気 主 任 技 術 者	電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条に規定する職務
危 険 物 取 扱 者	消防法第13条に規定する職務
ボイラー取扱業主 任 者	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第25条に規定する職務
酸 素 欠 乏 危 険 作 業 主 任 者	酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）第11条第2項に規定する職務
ボイラー整備士	労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第20条第5号に規定する職務
玉 掛 技 能 者	労働安全衛生法施行令第20条第16号に規定する職務
フ ォ ー ク リ フ ト 運 転 技 能 者	労働安全衛生法施行令第20条第11号に規定する職務